

令和2年5月18日
保健室

健康観察表（5 / 4以降分）について

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が5月8日に改訂されましたので、健康観察表の症状（1）37.5℃以上の熱が出ている を「高熱が出ている」と読み替えて記入してください。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省）



- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

5月末まで、休校が続きますが、引き続き健康観察、感染予防に努めてください。
学校が再開し、皆さんの元気な顔が見られるのを楽しみにしています。